



日報の見直し  
建設業法「新建設業法」の知っておきたい改正点  
債権回収に少額訴訟を活用する  
預金残高が 1,000 万円を超えたらご検討ください。

## 日報の見直し

院長先生や経営者の皆様から「うちのスタッフはハウレンソウ（報告・連絡・相談）が出来ない。」「日報が提出されない。」との相談を受けることがあります。弊社も 100%できているかと言われると不十分です。どうしたら気持ちよくハウレンソウができ、分かりやすい日報をきちんと提出する体制ができるのか、日々悩んでいます。

日報を提出しない理由としては、「忙しいし、成果は出している。少なくとも与えられた仕事をしているのだから、提出しなくても許されるのではないか。」という甘えが考えられます。書く事に時間と手間がかかる上、「上司が本当に読んでくれているのか？」「書いた本人さえ書きっぱなしで見直す事がないのではないか？」と誤ってしまい、「だから日報を書かなくても良いのでは？」と考えてしまうのではないのでしょうか。しかし、日報は職業によっては法規上義務である場合もあります。

一方、日報を書くメリットを改めて考えますと、「顧客や法律に要求されている仕事がかちんと実行されたのか。」「顧客ニーズの変化への対応や担当者の能力の向上はされているか」など、上司と部下の間で重要情報を共有できます。そのため、顧客要求事項や職業法規からの要求事項の順守や達成状況を把握し、今後の行動目標を決めていく重要な機会となるはずだと思われます。さらには、スタッフの能力を把握できますからフィードバックを通じて教育機会に転じることも可能です。

ただし、「日報を書いてください!」と指示をしても、白紙に必要な事項をきちんと書く事ができる人は少ないです。「なぜ、こういう事象が起きたのか?」「本来はどうすべきなのか?」といった論理的な思考力と言語化能力がないとなかなか書けません。したがって、書く項目は例示したほうが親切だと思います。定性的な項目ですと訪問の目的、実施した作業、顧客の反応、今後の課題や目標。定量的な項目ですと面談時間を誰と?といった、上司が知りたい項目を具体的にフォーマットなどで明らかにした方がいいと思います。

メールやラインなどのツールを使って日報をタイムリーに提出していたり、サイボウズなどのソフトを活用している会社も多くなっています。上司・部下に関係なく全員が各々の日報を見ることが出来る体制にし、励まし合っている会社もあります。スタッフごとに大学ノートを用い、文通形式でスタッフから業務の報告を受けて、承認・激励・期待を伝えたり、教育指導をしている院長先生もいらっしゃいました。

医院の場合、いつも同じ場所で診察をしていますが、院長は勤務医の先生の診療をほとんど見ていないので、どんな診療をしているのかも分からないし、分からないことや不安なこと、患者さんとの間でトラブルになりそうなことも院長には報告していないかもしれません。スタッフについても同様で、すべてに目が届くわけではありません。患者さんの前で注意は出来ませんから、トラブルを放置して、そのままのケースもおおくなると思われますので、日報による振り返りの機会がとても意味を持ちます。

飲食店においても、アルバイトスタッフにも日報をつけてもらい店長が承認をして、その総括と1日の店の売上などの財務と購買状況の変化や今後の販売方針を本部で受け、毎日、経営状況を把握し革新を続けていく会社もあります。

今後、少子高齢化が進み、特に中小の組織においては、働く人の確保はますます厳しくなっていくと思います。その中で医療介護だけでなく、ほとんどの業界で提供するサービスの質が問われる傾向が強くなっていきます。そんな逆風の経営環境を勝ち残るには、スタッフが成長を実感できて顧客に信頼され、職業法規を遵守した経営を実現しなくてはなりません。そのためにはスタッフ自身が日々の業務から学習する組織の体現が重要となります。その学習する組織に向かうための一つのきっかけや、日々の改善、スタッフ教育のツールとして日報を通したコミュニケーションを見直す事が重要ではないでしょうか。

成迫 升敏

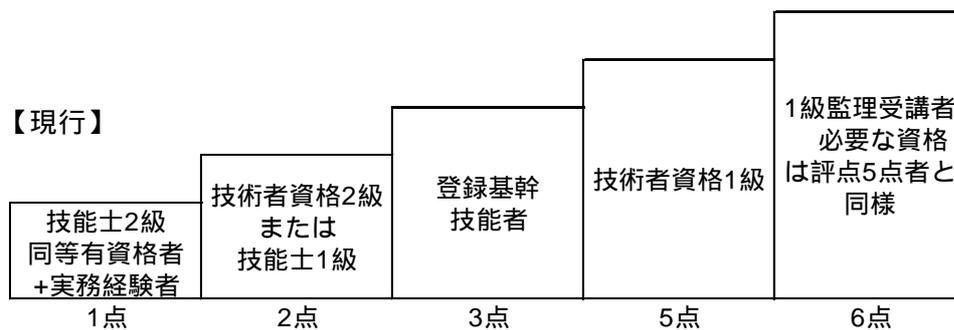
## 建設業法「新建設業法」の知っておきたい改正点

25年ぶりの大改正と言われている改正建設業法（新建設業法）が、令和1年9月、令和2年10月、令和3年4月の3回に分けて施行されます。この改正により実務ではどのような影響があるのでしょうか。Q&Aでご紹介します。

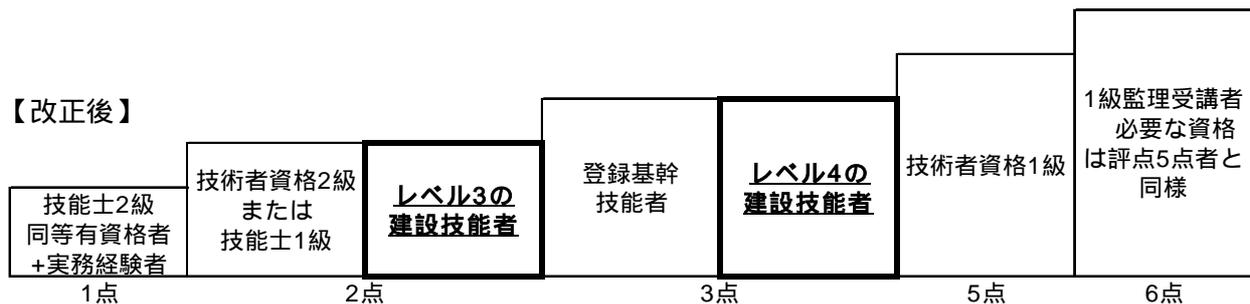
Q・建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」）の導入により、経営事項審査での加点はありますか？

A・2020年4月以降の経営事項審査で、CCUSにおいて一定レベル以上の技能者について加点される予定です。具体的にはCCUSの評価が最高位レベル4の技能者は3点、職長相当のレベル3の技能者は2点が加点されます。これまでとは変わり、資格だけではなく技術・技能が加点評価されることとなります。経営者の皆様からは、「一人一人の入力、管理が大変。」「面倒そう。」という話をよく聞きますが、長野県では新客観点数での加点を検討、総合評価落札方式においての加点が決定しています。今回を機会にCCUSを導入してみたいかがでしょうか。審査基準日（直前の決算日）時点でのレベル判定が必要となりますので、計画的に導入してください。

### 【現行】



### 【改正後】



Q・経営事項審査で建設業経理士への対応は変わりますか？

A・建設業経理士の試験を合格しただけでは加点されなくなります。試験合格後に建設業振興基金が実施する登録講習会を修了した「登録建設業経理士」にならないと加点になりません。こちらの改正は2021年4月からですので、既に合格されている方は事前に登録講習会の修了を検討してください。現在開催予定の登録講習会は全て満席で、6月からの開催予定は5月上旬に建設業振興基金から発表予定です。

Q・工事の契約、請負契約についても改正がありますか？

A・建設工事の請負契約について、長時間労働常態化の是正を目的として、2020年10月1日以降に工事契約を交わす場合、請負契約書の記載事項に「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」を明記することになりました。現在自社で使用している契約書のひな型を修正する必要がある場合、下記URLの国土交通省ホームページに標準請負契約約款がありますので参考にしてください。  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)

Q・その他に主な改正はありますか？

A・これまで社会保険の加入は建設業許可の要件ではありませんでしたが、2020年10月からは社会保険加入が許可の要件になります。許可更新にも社会保険の加入が要件になりますので、未加入事業所は注意してください。どの時点で加入していれば良いかは今後決定することです。他にも改正点は多く、随時情報が更新されています。スケジュールや様式については国土交通省ホームページを確認ください。

樋口 将志

## 債権回収に少額訴訟を活用する

民法改正により4月1日から債権の消滅時効のルールが変わります。消滅時効とは、例えば債権を回収する権利を行使しないまま一定期間が経過した場合に、その権利を消滅させる制度です。改正前の消滅時効の期限は複雑で、職業別や個人・法人によって異なる期間が設定されていました。例えば、製作の請負や販売代金の債権は2年、工事に関する債権は3年、また旧商法では5年というように、いくつもの期限がありました。改正後は簡素化されて、権利を行使することが「できる時から10年」「知った時から5年」となりました。

経営者の皆様は「ビジネスや契約上の債権の消滅時効は5年」ということを念頭に置いてください。

### 消滅時効を迎える前の回収不能債権の対処方法

未収金管理をしていても回収不能債権が発生してしまうことがあり、いくら消滅時効が改正されても回収できないものは依然として残ってしまいます。そこで自社でもできる法的に債権を回収する手続き「少額訴訟制度」をご紹介します。

#### 少額訴訟が利用できる条件は？

金額に上限が設定されていて60万円以下の債権が対象になります。また、訴状が債務者に送達する必要があるため、債務者の住所が明確であることが必要です。

#### 少額訴訟にかかる期間は？

期間は概ね2ヶ月程度です。簡易裁判所へ申立てをしてから原則として審理は1回、その日のうちに判決が下されます。

#### 申立てのために必要な資料は？

まずは証拠となる契約書や見積書、請求書、メールなどの債務者とやり取りした書類を、裁判で提示できる証拠書類として準備しましょう。次に訴状を作成します。用紙2枚に自社と債務者の基本情報や請求金額、請求内容や回収できない状況等を記載します。記載例を見ると簡単なものであることがお分かりいただけます。

記載例：[http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/2019.sojo.baibai.kisai.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/2019.sojo.baibai.kisai.pdf)

#### 少額訴訟にかかる費用は？

申立てから強制執行の費用まで含めて概ね1~2万円程度です。裁判費用が1,000円~6,000円、郵便切手代が約4,000円、強制執行費用が4,000円と低コストで手続きができます。

#### 少額訴訟の手順は？

まず訴状を簡易裁判所に提出し、事前聴取で簡易裁判所書記官が証拠書類や事実関係を確認します。次に債務者が提出した答弁書が届いたら、法廷で審理が行われ、審理終了後に判決が下されます。

#### 差し押さえの進め方は？

判決が出ても債務者が支払ってくれるとは限りません。その場合は債務者の財産を差し押さえるために、少額訴訟債権執行申立書(4種類の書類)に必要事項を記載して簡易裁判所に申し立てます。ここでポイントとなるのが、債務者の銀行口座や取引債権などの差し押さえできる財産の情報を把握しておくことです。



### 日ごろの債権管理を徹底しましょう

簡単な法的手続きが使えるといっても、債務者に支払い能力がなく、差し押さえできるものもなければ泣き寝入りです。また、債権回収に投入しなければならない多大な時間と気持ちは、本来事業を伸ばすことに使いたいものです。この民法改正を機に、回収不能債権には早めに対処することや、債権回収を考えて取引先の基本情報や業況などを定期的に確認し、日ごろから未収金チェックができる仕組みづくりをご検討ください。

安藤 雅弘

## 預金残高が 1,000 万円を超えたらご検討ください。

預金残高が 1,000 万円を超えたらご検討ください。

私達が監査業務でお客様の預金通帳を拝見すると預金残高が 1000 万円を超えていることがあります。預金の残高が増加することは事業が順調の証であるため喜ばしいことですが、その反面、金融機関の破綻リスクについて心配される声も聞かれます。

万が一金融機関が破綻した場合は、預金保険制度により「1 金融機関につき 1 預金預金者当たり 1,000 万円の元本とその利息」が保護されます。いわゆる「ペイオフ」です。1,000 万円以上については預金が返ってこないリスクがあるということです。「1 預金者当たり...」とありますので、1 つの金融機関に普通預金や定期預金など複数の口座があれば、合算での判断となります。個人事業の方は、事業用の通帳もプライベートの通帳も合算して判断されますので、一つの金融機関に預金が集まっている場合は注意が必要です。

そこで万が一の対策として有効で簡単な方法が「**決済用預金**の利用」です。あまり馴染みのない決済用預金ですが、普通預金や定期預金と異なり金融機関の破綻時に**預けてある全額が保護される**、という大きな特徴があります。

現在利用している普通預金を決済用預金に切り替えることが可能ですので、詳しく検討してみたいと思います。

### 決済用預金の利用

まず、決済用預金とは次の 3 つの条件を満たした預金口座のことです。

無利息であること

預金者がいつでも払い戻しできること

決済サービスを提供できること

上記の については普通預金と同様の内容です。しかも現在の普通預金を決済用預金に切り替えても口座番号は変わらず、基本的に通帳やカードもそのまま利用できますので、経費の引き落とし、業者への支払い、従業員への給与の支払いなどの使い勝手にも影響を受けません。

そうするとデメリットは 無利息であることとなります。しかし、現在の普通預金の金利は 0.001% 程度が多く、1,000 万円を一年間預けても利息は 100 円、1 億円でも 1,000 円と得られる利息は驚くほど少ないのが現状です。それであれば本来得られる利息を、「全額保護されるための保険料」と考えても安いものなのかもしれません。

### おわりに

切り替えるデメリットも少なく手続きも簡単なこの方法は、預金残高が高額となってきた方は是非ご検討ください。預金をしている金融機関が破綻することはとても低い確率かもしれませんが、現実となったときの損害を考えると、かけがえのない財産を守るために一考する価値があるのではないのでしょうか。



金沢 佳光



—お知らせ—

4月3日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。

5月4日(月)から5月6日(水)まで

ゴールデンウィーク休業とさせていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程お願い申し上げます。

